



報道関係者 各位

令和8年1月8日
【照会先】
高知労働局 労働基準部健康安全課
健康安全課長 門脇勲
労働衛生専門官 生永実
(直通電話) 088-885-6023

第2回化学物質管理強調月間を実施します

～新たな化学物質規制に基づいた自律的管理を呼び掛け～

高知労働局(局長 菊池 宏二)は、広く一般に職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るとともに、化学物質管理活動の定着を図ることを目的として、第2回化学物質管理強調月間(2月1日から2月28日まで)を、下記のスローガンの下で展開します。

【スローガン】

慣れた頃こそ再確認 化学物質の扱い方

職場において製造又は使用される化学物質は、数万種類程度存在すると言われています。化学物質による休業4日以上の労働災害(がん等の遅発性疾病を除く。)のうち、特定化学物質障害予防規則等の特別規則による規制の対象となっていない物質に起因するものが多数を占めていることから、これら規制対象外物質への対策強化を主眼とした、新たな化学物質規制が令和6年4月から導入されました。

具体的には、業種・規模に関わらず、化学物質(リスクアセスメント対象物)^{注1}の製造、取扱い等を行う全ての事業場において、化学物質管理者を選任の上、製剤等のラベル表示、安全データシート(SDS)等の危険性・有害性の情報に基づくリスクアセスメントを実施し、その結果に基づき、ばく露防止のために講ずべき措置を適切に実施する自律的管理が求められています。

以上のことから、県内の多くの事業者に、新たな化学物質規制についてご理解いただき、取組を図っていただくことが重要となっています。

(注1) 第三次産業で使用される洗剤・洗浄剤等もその対象化学物質となり得ます。

(【主な取組事項】については、次ページ参照)

【主な取組事項】

1 労働災害防止関係団体等に対する協力要請

局長から各労働災害防止団体等の長に協力要請を行います。

2 化学物質管理状況の確認・指導

労働基準監督署の事業場に対する個別指導等において、化学物質管理者の選任やリスクアセスメント等に基づく適切な管理等の状況について、確認・指導を行います。

3 「Web セミナー」の開催

化学物質管理の基礎知識にかかる Web セミナーを開催します（別添資料 3 参照）。

○ 開催日：2月5日（木）14:00～16:00

テーマ：化学物質による健康被害を防ぐために

～化学物質管理の基礎知識～ ほか

添付資料目次

- | | |
|--------|--|
| 別添資料 1 | 第2回化学物質管理強調月間実施要綱 |
| 別添資料 2 | リーフレット「『あなたの職場にいますか？化学物質管理者』
2月は化学物質管理強調月間」 |
| 別添資料 3 | リーフレット「化学物質による健康被害を防ぐために～化学物質
管理の基礎知識～」 |
| 別添資料 4 | パンフレット「労働安全衛生法に新たな化学物質規制」 |



※ 「Safe Work」とは「労働災害を防止し『安全・安心』な職場を実現する」との意思を示すものであり、ILO(国際労働機関)においても使用されているフレーズです。

第2回化学物質管理強調月間実施要綱

1. 趣旨

国内で輸入、製造、使用されている化学物質は数万種類にのぼり、その中には、危険性や有害性が不明な物質が多く含まれる。また、化学物質による休業4日以上の労働災害（がん等の遅発性疾病を除く。）のうち、特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）等の特別規則による規制の対象となっていない物質に起因するものが多数を占めている。

これらを踏まえ、特別規則による規制の対象となっていない物質への対策の強化を主眼とし、国によるばく露の上限となる基準等の制定、危険性・有害性に関する情報の伝達の仕組みの整備・拡充を前提として、事業者が、危険性・有害性の情報に基づくリスクアセスメントの結果に基づき、国の定める基準等の範囲内で、ばく露防止のために講すべき措置を適切に実施する制度を導入したところである。

こうした規制の対象となる化学物質（リスクアセスメント対象物）は順次拡大され、令和8年4月から約2,900物質が規制対象となるが、これに伴い、対策を講すべき事業場の範囲が、第三次産業を含めた幅広い業種に大幅に拡大する。また、令和7年5月14日に、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律が公布され、危険性・有害性情報の通知義務（SDSの交付等の義務）に罰則を設けること（公布後5年以内に施行）や、個人ばく露測定を作業環境測定として位置づけ、作業環境測定士による実施を義務づけること（令和8年10月施行）等も新たに規定されている。

業種・規模に関わらず、リスクアセスメント対象物を製造、取扱い等を行う全ての事業場において、化学物質管理者を選任し、化学物質を管理していく必要があり、第三次産業の事業場や中小零細事業場に対しても、新たな化学物質規制を広く浸透させる取組が重要となる。

また、国際的には、「化学物質に関するグローバル枠組み（GFC）—化学物質や廃棄物の有害な影響から解放された世界へ」（第5回国際化学物質管理会議採択）において、多様な分野（環境、経済、社会、保健、農業、労働等）における多様な主体（政府、政府間組織、市民社会、産業界、学術界等）によるライフサイクル（製造から製品への使用等を経て廃棄まで）を通じた化学物質管理が求められていることから、国内の化学物質管理において関係省庁が連携し相乗効果を高めていくことが必要である。

このような背景を踏まえ、厚生労働省は、経済産業省、環境省等の関係行政機

関、災害防止団体等安全衛生関係団体、労働団体や事業者団体等の幅広い協力を得て、第2回化学物質管理強調月間を、以下のスローガンの下で展開することにより、広く一般に職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るとともに、化学物質管理活動の定着を図ることとする。

慣れた頃こそ再確認 化学物質の扱い方

2. 期間

令和8年2月1日から2月28日までとする。

3. 実施体制

(1) 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

(2) 協力連携者

経済産業省、環境省

(3) 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

(4) 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全衛生関係団体、労働団体及び事業者団体

(5) 実施者

各事業者

4. 実施事項

(1) 主唱者・協力連携者・協賛者

(ア) 化学物質管理に係る啓発

化学物質管理の知見が十分でない第三次産業や中小零細事業場を重点として、化学物質管理を広く浸透させることを目的とした周知啓発活動の実施

(イ) 化学物質に関する説明会等の開催

化学物質に関する法令や対策等に係る、化学物質管理に取り組む事業者向けの説明会等の開催

(ウ) 化学物質アドバイザー等を活用した普及啓発

(エ) 化学物質管理に係る広報資料等の作成、配布

(オ) 雑誌等を通じた広報

(カ) 事業者の実施事項についての指導援助

- (キ) その他「化学物質管理強調月間」にふさわしい行事等の実施
- (ク) (ア)～(キ)の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力の依頼

(2) 実施者

職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るとともに、化学物質管理活動の定着を図るため、化学物質管理者による化学物質管理の徹底等、化学物質管理体制の構築を最重点事項とし、事業者及び労働者が連携・協力して、次の事項を実施する。

- ① 下記の重点事項について、日常の化学物質管理の総点検を行う。
 - (ア) リスクアセスメント対象物を製造又は取り扱う際の化学物質管理者の選任、職務権限の付与、化学物質管理者の氏名の掲示等労働者への周知、化学物質管理者と総括安全衛生管理者、産業医、衛生管理者、衛生推進者等との連携
 - (イ) 製造し、又は取り扱っている化学物質の把握及び、化学物質の安全データシート（以下「S D S」という。）等による危険有害性等の確認
 - (ウ) ラベル表示・S D S交付、リスクアセスメントの実施、リスクアセスメントの結果に基づくばく露低減措置の実施等
 - a 製造者・流通業者が化学物質を含む製剤等を出荷する際のラベル表示・S D S交付等の徹底及びユーザーが購入した際のラベル表示・S D S交付等の状況の確認
 - b S D S等により把握した危険有害性に基づくリスクアセスメントの実施とその結果に基づくばく露濃度の低減や適切な保護具の使用等のリスク低減対策の実施
 - c リスクアセスメントの実施にあたって、業種別・作業別の化学物質管理マニュアル（建設業、ビルメンテナンス業、食料品製造業など）の活用
 - d 化学物質の自律的な管理の実施状況について衛生委員会での調査審議
 - e ばく露低減措置の内容や労働者のばく露の状況について、労働者の意見を聞く機会を設けるとともに、記録の作成・保存
 - f ラベル・S D Sの内容やリスクアセスメントの結果に関する労働者に対する教育の実施
 - g 皮膚接触や眼への飛散による薬傷等や皮膚からの吸収等を防ぐための適切な保護具の使用や汚染時の洗浄を含む化学物質の取扱上の注意事項の確認
 - h 労働者に保護具を使用させる場合における、保護具着用管理責任者の選任、職務権限の付与、保護具着用管理責任者の氏名の掲示等労働者への周知

- i 危険有害性等が判明していない化学物質を安易に用いないこと、また、危険有害性等が不明であることは当該化学物質が安全又は無害であることを意味するものではないことを踏まえた取扱物質の選定、ばく露低減措置及び労働者に対する教育の推進
 - j 濃度基準値設定物質のリスクアセスメントにおいて、ばく露濃度が高いと見積もられた場合に個人ばく露測定によるばく露濃度の確認の実施
 - k 特殊健康診断等、必要な場合のリスクアセスメント対象物健康診断による健康管理の徹底
 - l 塗料の剥離作業における健康障害防止対策の徹底
 - m 金属アーク溶接等作業における健康障害防止対策の徹底
- (エ) 特定化学物質障害予防規則等の特別規則、石綿障害予防規則の遵守の徹底
- ② 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
 - ③ スローガン等の掲示
 - ④ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
 - ⑤ 化学物質管理に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他化学物質管理への意識高揚のための行事等の実施



あなたの職場にいますか？

化学物質管理者



慣れた頃こそ再確認 化学物質の扱い方

2

月 は 化学物質管理強調月間

関連情報は
特設サイトへ



労働安全衛生関係法令の改正により、
令和6年4月から業種・事業規模を問わず、
化学物質管理者の選任やリスクアセスメント等に
基づく適切な管理等が義務づけられています。

化学物質の自律的な管理に関する自主点検表



✓ がつかない場合は、解説やリンク先の情報等を参照して確認をしましょう。

①事業場で製造・取り扱っている化学物質がリスクアセスメント（R A）対象物であるかを把握していますか。

解説

- 化学物質を化学的に合成するほか、混合、濃縮・希釈、他物質を添加、小分け等により化学物質等を含む製品化を行うことも「製造」に該当します。
- 令和7年4月1日、令和8年4月1日時点のR A対象物はこちらのリストをご覧ください。
- 令和9年4月1日に約150物質が追加される予定です。追加物質については、こちらのリストをご確認ください。

R7,R8追加分

R9追加分



②化学物質管理者を選任していますか。

解説

- R A対象物の製造・取扱事業場等において化学物質管理者を選任することが義務となっています。化学物質管理者は、化学物質の自律的な管理のキーパーソンです。
- 化学物質管理者の選任については、以下のQ&AのNo.2-1-1～2-1-10をご確認ください。
化学物質による労働災害防止のための新たな規制に関するQ&A



③R Aを実施していますか。

解説

- リスクアセスメントとは、作業による労働者への危険または健康障害を生じるおそれの程度を見積もり、リスクの低減対策を検討することです。
 - 厚生労働省では、RAの実施を支援するため業種別マニュアルの作成を進めています。次のマニュアルに従ってRAを実施した場合は、右上の□に✓をつけてください。
 - ・業種・作業別マニュアル
 - ・建設業における化学物質取り扱い作業におけるリスク管理マニュアル
- (参考) Q1-1 なぜリスクアセスメントを行わなければならないのか。
Q1-2 リスクアセスメントはどのような手順で実施するのか。

業種・作業別マニュアル
(業種・作業別) (建設業)



④R Aの結果に基づくリスク低減措置を行っていますか。

解説

- 法令に講すべき措置が定められている場合は、リスクアセスメントの結果に関わらず、定められた措置を必ず実施しなければなりません。
- ③のマニュアルで定められたリスク低減措置を行った場合は、右上の□に✓をつけてください。
(参考) Q12-1 リスクアセスメント実施後のリスク低減措置の実施は義務か。
Q12-2 リスクを低減するためにはどのような措置を講ずるべきか。



⑤安全データシート（S D S）とリスクアセスメントの結果等を労働者に周知し、教育を行っていますか。

解説

- 化学物質を取り扱う労働者が常時S D Sを確認できるよう周知するほか、労働者に教育や周知を行う必要があります。
- (参考) Q15-1 入手したSDSを労働者に周知しなければならないか。
Q15-2 ラベルやSDSの記載内容を労働者に教育する義務はあるか。



⑥（保護具を使用している場合）保護具着用管理責任者を選任していますか。

解説

- 保護具着用管理責任者の選任については、以下のQ&AのNo.2-2-1～2-2-3をご確認ください。
化学物質による労働災害防止のための新たな規制に関するQ&A



⑦（化学物質の譲渡・提供を行っている場合）

ラベル表示を行い、S D S等による通知を行っていますか。

解説

- 化学物質を譲渡又は提供する者は、相手方にS D Sの交付等により危険有害性等を通知する必要があります。
- (参考) Q13-1 SDSはいつ交付しなければならないのか。
Q13-2 ホームページでSDSを提供しても良いか。



まずはホームページで必要な対応をチェック！

ケミガイド

検索

<https://chemiguide.mhlw.go.jp/>



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

※記載の製品において、規制対象となるのはリスクアセスメント対象物の場合です。



化学物質による健康被害を防ぐために

～化学物質管理の基礎知識～

「職場環境改善のためのWebセミナー」

受講は無料です。

現在、国内で輸入、製造、使用されている化学物質は数万種類にのぼりますが、その中には、危険性や有害性が不明な物質も数多く存在します。また、化学物質を原因とする労働災害は年間450件程度で推移していますが、それに加えて、がん等の遅発性疾病も後を絶たない状況です。

このような状況を踏まえて、新たな化学物質の規制制度が令和4年から始まり、事業場においては、化学物質のリスクアセスメントの実施等を講じることが必要となっています。

今般、化学物質管理活動の定着を図ることを目的として、厚生労働省では毎年2月に「化学物質管理強調月間」を実施することから、事業場の安全衛生担当者の方を対象としたWebセミナーを開催します。

職場における化学物質管理の基礎知識等に関する内容となりますので、是非ご参加ください。

講 師

安芸労働基準監督署

監督・安衛課 労働基準監督官

やまなか

中山

しょうたろう

祥太朗

日時/内容など

【日時】

令和8年2月5日 (木) 14:00~16:00

【内容】

1 講演テーマ『化学物質による健康被害を防ぐために
～化学物質管理の基礎知識～』

/ 安芸労働基準監督署 監督・安衛課 労働基準監督官 山中 祥太朗

2 働く人の血圧管理

/ 高知産業保健総合支援センター 産業保健専門職・保健師 豊田あさみ

【開催方式】 オンラインで行います(ZOOMウェビナー使用)

【参加方法】 高知産業保健総合支援センターHP(ホームページ)から参加申込!

※詳しくは裏面をご覧ください

「高知産業保健総合支援センター」で検索してください！

高知産業保健総合支援センター

検索

皆さんが出で
働く職場環境を
進めましょう！



主催 高知・須崎・四万十・安芸労働基準監督署

共催 独立行政法人労働者健康安全機構 高知産業保健総合支援センター

開催形式

Zoomウェビナー（無料）

PC、スマホ、タブレットで視聴できます。
スマホ、タブレットは事前にアプリケーションを
インストールください

申込方法

高知産業保健総合支援センター「WEB研修専用申込ページ」

https://www.kochis.johas.go.jp/seminar/web_kensyu/

の「WEB研修会参加登録申込一覧」より対象（下図）の **登録申込** を **クリック** すると登録専用サイトが表示されます。

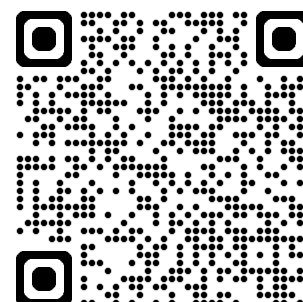
登録専用画面に、氏名、メールアドレス、会社名等入力をお願いします。
なお、詳細については、「WEB研修専用申込ページ」を開きご確認ください。

【ウェビナー】 2026年2月5日(木) 14時00分～16時00分		化学物質による健康被害を防ぐために～化学物質管理の基礎知識～ 中山 祥太郎 安芸労働基準監督署 監督・安衛課 (労働基準監督官)
登録申込		新たな化学物質の規制制度が令和4年から始まり、事業場においては、化学物質のリスクアセスメントの実施等を講じることが必要となっています。 今般、化学物質管理活動の定着を図ることを目的として、厚生労働省では毎年2月から「化学物質管理強調月間」を実施することから、事業場の安全衛生担当者の方を対象としたWebセミナーを開催します。

クリック



スマートフォン、タブレット
でご視聴の方は、直接、登録専
用サイトより申込できます。



申込等についての問い合わせ先
高知産業保健総合支援センター 088-826-6155

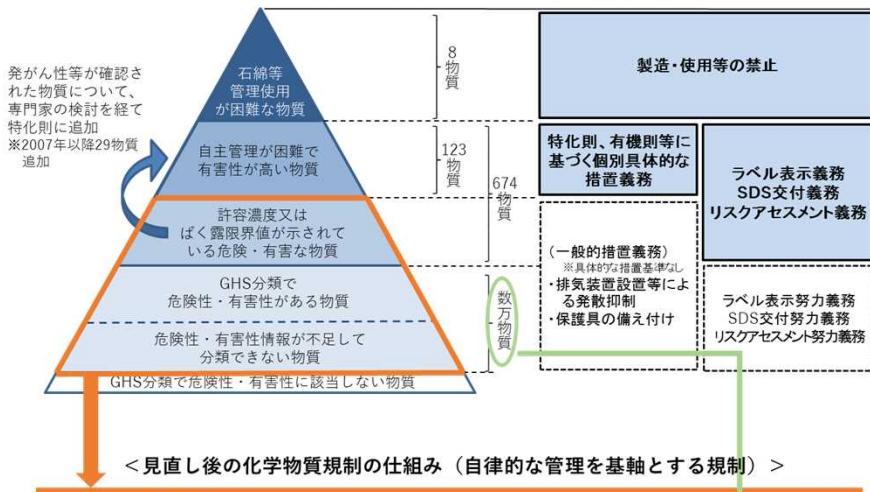
労働安全衛生法の新たな化学物質規制

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等の概要

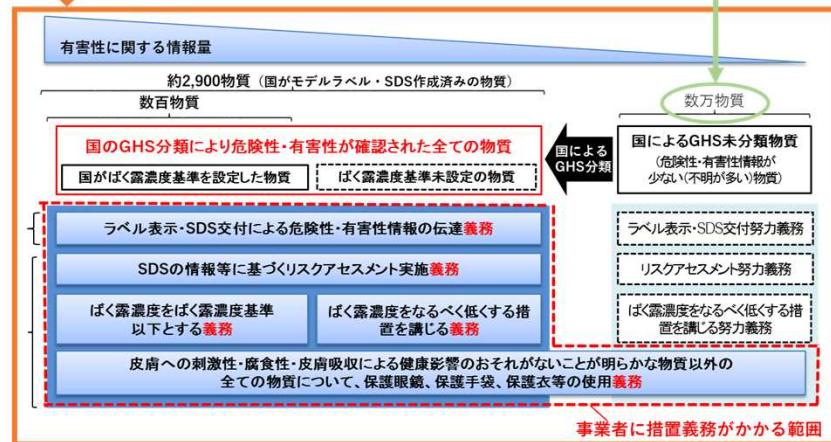
国内で輸入、製造、使用されている化学物質は数万種類にのぼり、その中には、危険性や有害性が不明な物質が多く含まれます。化学物質を原因とする労働災害（がん等の遅発性疾患を除く。）は年間450件程度で推移しており、がん等の遅発性疾患も後を絶ちません。

これらを踏まえ、新たな化学物質規制の制度（下図）が導入されました。

<これまでの化学物質規制の仕組み（特化則等による個別具体的規制を中心とする規制）>



<見直し後の化学物質規制の仕組み（自律的な管理を基軸とする規制）>



1-1 ラベル表示・SDS等による通知の義務対象物質の追加

- 労働安全衛生法（安衛法）に基づくラベル表示、安全データシート（SDS）等による通知とリスクアセスメント実施の義務対象物質（リスクアセスメント対象物※）に、国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質を順次追加します。
- このうち、国によるGHS分類の結果、発がん性、生殖細胞変異原性、生殖毒性、急性毒性のカテゴリーで区分1に分類された234物質がラベル表示等の義務対象に追加されました。

2024(R6).4.1施行

ただし、2024（令和6）年4月1日時点で現存するものには、2025（令和7）年3月31日までの間、安衛法第57条第1項のラベル表示義務の規定は適用されません。

※ 今後のラベル・SDS義務対象への追加候補物質は、（独）労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所 化学物質情報管理研究センターのウェブサイトにCAS登録番号付きで公開されています。

https://www.jniosh.johas.go.jp/groups/ghs/arakataken_report.html

※リスクアセスメント対象物：

労働安全衛生法第57条の3でリスクアセスメントの実施が義務付けられている危険・有害物質

1-2 リスクアセスメント対象物に関する事業者の義務

(1) 労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される濃度の低減措置

① 労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される程度を、以下の方法等で最小限度にしなければなりません。

- i 代替物等を使用する
- ii 発散源を密閉する設備、局所排気装置または全体換気装置を設置し、稼働する
- iii 作業の方法を改善する
- iv 有効な呼吸用保護具を使用する

2023(R5).4.1施行

② リスクアセスメント対象物のうち、一定程度のばく露に抑えることで

労働者に健康障害を生ずるおそれがない物質として

厚生労働大臣が定める物質（濃度基準値設定物質）は、屋内作業場で労働者がばく露される程度を、厚生労働大臣が定める濃度の基準（濃度基準値）以下としなければなりません。

2024(R6).4.1施行

(2) (1)に基づく措置の内容と労働者のばく露の状況についての労働者の意見聴取、記録作成・保存

(1)に基づく措置の内容と労働者のばく露の状況を、

(1)①に関する部分

2023(R5).4.1施行

労働者の意見を聴く機会を設け、記録を作成し、

(1)②に関する

2024(R6).4.1施行

3年間保存しなければなりません。

ただし、がん原性のある物質として厚生労働大臣が定めるもの（がん原性物質※）は30年間保存です。

※ リスクアセスメント対象物のうち、国が行うGHS分類の結果、発がん性区分1に該当する物質（エタノール及び特別管理物質を除く）。なお、当該物質を臨時に取り扱う場合は除く。

(3) リスクアセスメント対象物以外の物質にばく露される濃度を最小限とする努力義務

(1)①のリスクアセスメント対象物以外の物質も、
労働者がばく露される程度を、(1)① i ~ ivの方法等で、
最小限度にするように努めなければなりません。

努力義務

2023(R5).4.1施行

1-3 皮膚等障害化学物質等への直接接触の防止

皮膚・眼刺激性、皮膚腐食性または皮膚から吸収され健康障害を引き起こしうる化学物質と当該物質を含有する製剤を製造し、または取り扱う業務に労働者を従事させる場合には、その物質の有害性に応じて、労働者に障害等防止用保護具を使用させなければなりません。

① 健康障害を起こすおそれのあることが明らかな

努力義務

2023(R5).4.1施行

物質を製造し、または取り扱う業務に従事する労働者

義務

2024(R6).4.1施行

▶ 保護眼鏡、不浸透性の保護衣、保護手袋または履物等

適切な保護具を使用する

② 健康障害を起こすおそれがないことが明らかなものの以外の

努力義務

2023(R5).4.1施行

物質を製造し、または取り扱う業務に従事する労働者

(①の労働者を除く)

▶ 保護眼鏡、保護衣、保護手袋または履物等適切な保護具を使用する

1-4 衛生委員会の付議事項の追加

衛生委員会の付議事項に、1-2(1)と1-8(1)に関する以下

①に関する部分 2023(R5).4.1施行

①～④の事項を追加し、化学物質の自律的な管理の実施状況
の調査審議を行うことを義務付けます※。

②～④に関する部分 2024(R6).4.1施行

- ① 労働者が化学物質にばく露される程度を最小限度にするために講ずる措置に関すること
- ② 濃度基準値の設定物質について、労働者がばく露される程度を濃度基準値以下とするために講ずる措置に関すること
- ③ リスクアセスメントの結果に基づき事業者が自ら選択して講ずるばく露低減措置等の一環として実施した健康診断の結果とその結果に基づき講ずる措置に関すること
- ④ 濃度基準値設定物質について、労働者が濃度基準値を超えてばく露したおそれがあるときに実施した健康診断の結果とその結果に基づき講ずる措置に関すること

※ 衛生委員会の設置義務のない労働者数50人未満の事業場も、労働安全衛生規則（安衛則）第23条の2に基づき、上記の事項について、関係労働者からの意見聴取の機会を設けなければなりません。

1-5 がん等の遅発性疾病の把握強化

化学物質を製造し、または取り扱う同一事業場で、1年以内に複数の労働者が同種のがんに罹患したことを把握したときは、その罹患が業務に起因する可能性について医師の意見を聴かなければなりません。

また、医師がその罹患が業務に起因するものと疑われると判断した場合は、遅滞なく、その労働者の従事業務の内容等を、所轄都道府県労働局長に報告しなければなりません。

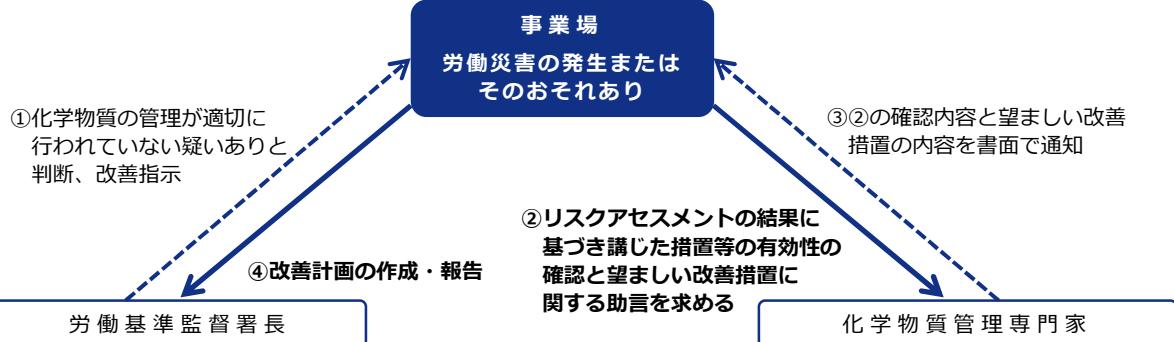
1-6 リスクアセスメント結果等に関する記録の作成と保存

リスクアセスメントの結果と、その結果に基づき事業者が講ずる労働者の健康障害を防止するための措置の内容等は、関係労働者に周知するとともに、記録を作成し、次のリスクアセスメント実施までの期間（ただし、最低3年間）保存しなければなりません。

1-7 労働災害発生事業場等への労働基準監督署長による指示

- 労働災害の発生またはそのおそれのある事業場について、労働基準監督署長が、**2024(R6).4.1施行** その事業場で化学物質の管理が適切に行われていない疑いがあると判断した場合は、事業場の事業者に對し、改善を指示することができます。
- 改善の指示を受けた事業者は、化学物質管理専門家（厚生労働大臣告示で定める要件を満たす者）から、リスクアセスメントの結果に基づき講じた措置の有効性の確認と望ましい改善措置に関する助言を受けた上で、1か月以内に改善計画を作成し、労働基準監督署長に報告し、必要な改善措置を実施しなければなりません。

⑤改善計画に基づく改善措置の実施



1-8 リスクアセスメント対象物に関する事業者の義務（健康診断等）

(1) リスクアセスメントの結果に基づき事業者が自ら選択して講じるばく露低減措置等の一環としての健康診断の実施・記録作成等

- リスクアセスメントの結果に基づき事業者が自ら選択して講ずるばく露低減措置等の一環として、リスクアセスメント対象物による健康影響の確認のため、事業者は、労働者の意見を聴き、必要があると認めるときは、医師等（医師または歯科医師）が必要と認める項目の健康診断を行い、その結果に基づき必要な措置を講じなければなりません。
- 1-2(1)②の濃度基準値設定物質について、労働者が濃度基準値を超えてばく露したおそれがあるときは、速やかに、医師等による健康診断を実施しなければなりません。
- 上記の健康診断を実施した場合は、その記録を作成し、5年間（がん原性物質に関する健康診断は30年間）保存しなければなりません。

2024(R6).4.1施行

(2) がん原性物質の作業記録の保存

- リスクアセスメント対象物のうち、労働者ががん原性物質を製造し、または取り扱う業務を行わせる場合は、その業務の作業歴を記録しなければなりません。
また、その記録を30年間保存しなければなりません。

2023(R5).4.1施行

2-1 化学物質管理者の選任の義務化

(1) 選任が必要な事業場

2024(R6).4.1施行

- リスクアセスメント対象物を製造、取扱い、または譲渡提供をする事業場（業種・規模要件なし）
- 個別の作業現場毎ではなく、工場、店舗、営業所等事業場ごとに化学物質管理者を選任します。
 - 一般消費者の生活の用に供される製品のみを取り扱う事業場は、対象外です。
 - 事業場の状況に応じ、複数名の選任も可能です。

(2) 選任要件

化学物質の管理に関わる業務を適切に実施できる能力を有する者

リスクアセスメント対象物の 製造事業場	専門的講習※の修了者
リスクアセスメント対象物の 製造事業場以外の事業場	資格要件なし (専門的講習等の受講を推奨)

※ 専門的講習のカリキュラムは、右図のとおりです。

	科 目	時 間
講 義	化学物質の危険性及び有害性並びに表示等	2 時間 30分
	化学物質の危険性又は有害性等の調査	3 時間
	化学物質の危険性又は有害性等の調査の結果に基づく措置等その他必要な記録等	2 時間
	化学物質を原因とする災害発生時の対応	30分
	関係法令	1 時間
実 習	化学物質の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく措置等	3 時間

(3) 職務

- ラベル・SDS等の確認
- 化学物質に関わるリスクアセスメントの実施管理
- リスクアセスメント結果に基づくばく露防止措置の選択、実施の管理
- 化学物質の自律的な管理に関わる各種記録の作成・保存
- 化学物質の自律的な管理に関わる労働者への周知、教育
- ラベル・SDSの作成（リスクアセスメント対象物の製造事業場の場合）
- リスクアセスメント対象物による労働災害が発生した場合の対応

2-2 保護具着用管理責任者の選任の義務化

(1) 選任が必要な事業場

2024(R6).4.1施行

リスクアセスメントに基づく措置として労働者に保護具を使用させる事業場

(2) 選任要件

保護具について一定の経験及び知識を有する者（令和4年5月31日付け基発0531第9号通達のとおり）

(3) 職務

有効な保護具の選択、労働者の使用状況の管理その他保護具の管理に関わる業務

2-3 雇い入れ時等教育の拡充

2024(R6).4.1施行

雇い入れ時等の教育のうち、特定の業種では一部教育項目の省略が認められていましたが、この省略規定を廃止します。危険性・有害性のある化学物質を製造し、または取り扱う全ての事業場で、化学物質の安全衛生に関する必要な教育を行わなければなりません。

2-4 職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種の拡大

2023(R5).4.1施行

安衛法第60条の規定で、事業者は、新たに職務につくこととなった職長その他の作業中の労働者を直接指導または監督する者に対し、安全衛生教育を行わなければならないとされています。その対象業種に、以下の業種が追加されます。

- ・食料品製造業
食料品製造業のうち、うま味調味料製造業と動植物油脂製造業は、すでに職長教育の対象です。
- ・新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業

3-1 SDS等による通知方法の柔軟化

2022(R4).5.31(公布日)
施行

SDS情報の通知手段は、譲渡提供をする相手方がその通知を容易に確認

できる方法であれば、事前に相手方の承諾を得なくても採用できます。

この改正は、通知方法の柔軟化を行うものなので、従来の方法のままでも問題ありません。

改正前

- ・文書の交付
- ・相手方が承諾した方法（磁気ディスクの交付、FAX送信など）

改正後

事前に相手方の承諾を得ずに、以下の方法で通知が可能

- ・文書の交付、磁気ディスク・光ディスクその他の記録媒体の交付
- ・FAX送信、電子メール送信
- ・通知事項が記載されたホームページのアドレス、二次元コード等を伝達し、閲覧を求める

3-2 SDS等の「人体に及ぼす作用」の定期確認と更新

SDSの通知事項である「人体に及ぼす作用」を、定期的に確認し、変更があるときは更新しなければなりません。更新した場合は、SDS通知先に、変更内容を通知することとします。

※ 現在SDS交付が努力義務となっている安衛則第24条の15の特定危険有害化学物質等も、同様の更新と通知が努力義務となります。

5年以内ごとに1回、記載内容の変更の有無を確認

変更があるときは、確認後1年以内に更新

変更をしたときは、SDS通知先に対し、変更内容を通知

2023(R5).4.1施行

3-3 SDS等による通知事項の追加と含有量表示の適正化

- SDSの通知事項に新たに「（譲渡提供時に）想定される用途及び当該用途における使用上の注意」が追加されます。

2024(R6).4.1施行

※ SDSの記載に当たっては、想定される用途（推奨用途）での使用において吸入又は皮膚や眼との接触を保護具で防止することを想定した場合に必要とされる保護具の種類を必ず記載してください。

- SDSの通知事項である、成分の含有量の記載について、従来の10%刻みでの記載方法を改め、重量パーセントの記載が必要となります。

※ 製品により、含有量に幅があるものは、濃度範囲の表記も可能です。

また、重量パーセントへの換算方法を明記していれば重量パーセントによる表記を行ったものとみなされます。

3-4 化学物質を事業場内で別容器等で保管する際の措置の強化

安衛法第57条で譲渡・提供時のラベル表示が義務付けられている化学物質

2023(R5).4.1施行

（ラベル表示対象物）について、譲渡・提供時以外も、以下の場合はラベル表示・文書の交付その他の方法で、内容物の名称やその危険性・有害性情報を伝達しなければなりません。

- ラベル表示対象物を、他の容器に移し替えて保管する場合
- 自ら製造したラベル表示対象物を、容器に入れて保管する場合 等

3-5 注文者が必要な措置を講じなければならない設備の範囲の拡大

安衛法第31条の2の規定で、化学物質の製造・取扱設備の改造、修理、清掃等の

2023(R5).4.1施行

仕事を外注する注文者は、請負人の労働者の労働災害を防止するため、化学物質の危険性と有害性、作業

において注意すべき事項、安全確保措置等を記載した文書を交付しなければならないとされています。

この措置の対象となる設備の範囲が広がり、化学設備、特定化学設備に加えて、SDS等による通知の義務対象物の製造・取扱設備も対象となります。

4 化学物質管理の水準が一定以上の事業場の個別規制の適用除外

化学物質管理の水準が一定以上であると所轄都道府県労働局長が認定した事業場は、

2023(R5).4.1施行

その認定に関する特別規則（特定化学物質障害予防規則等）について個別規制の適用を除外し、特別規則の適用物質の管理を、事業者による自律的な管理（リスクアセスメントに基づく管理）に委ねることができます。

※ 健康診断、保護具、清掃などに関する規定は、認定を受けた場合でも適用除外となりません。

5 ばく露の程度が低い場合における健康診断の実施頻度の緩和

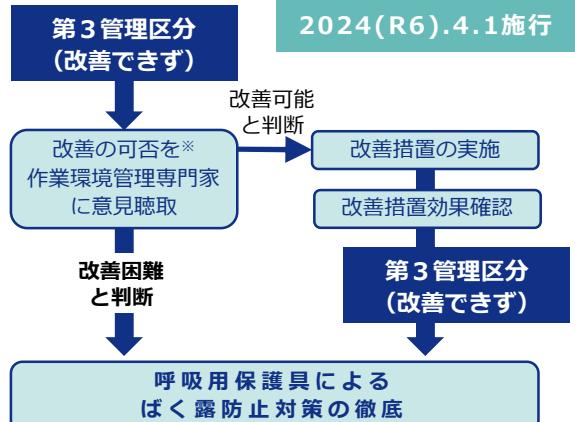
有機溶剤、特定化学物質（特別管理物質等を除く）、鉛、四アルキル鉛に関する特殊健康診断の実施頻度について、作業環境管理やばく露防止対策等が適切に実施されている場合には、事業者は、その実施頻度（通常は6月以内ごとに1回）を1年以内ごとに1回に緩和できます。

2023(R5).4.1施行

6 作業環境測定結果が第3管理区分の事業場に対する措置の強化

(1) 作業環境測定の評価結果が第3管理区分に区分された場合の義務

- ① 当該作業場所の作業環境の改善の可否と、改善できる場合の改善方策について、外部の作業環境管理専門家の意見を聴かなければなりません。
- ② ①の結果、当該場所の作業環境の改善が可能な場合、必要な改善措置を講じ、その効果を確認するための濃度測定を行い、結果を評価しなければなりません。



*作業環境管理専門家の要件は通達で示しています。

(2) (1)①で作業環境管理専門家が改善困難と判断した場合と

(1)②の測定評価の結果が第3管理区分に区分された場合の義務

- ① 個人サンプリング測定等による化学物質の濃度測定を行い、その結果に応じて労働者に有効な呼吸用保護具を使用させること。
- ② ①の呼吸用保護具が適切に装着されていることを確認すること。
- ③ 保護具着用管理責任者を選任し、(2)①、②及び(3)①、②の管理、作業主任者等の職務に対する指導（いずれも呼吸用保護具に関する事項に限る。）等を担当させること。
- ④ (1)①の作業環境管理専門家の意見の概要と、(1)②の措置と評価の結果を労働者に周知すること。
- ⑤ 上記措置を講じたときは、遅滞なくこの措置の内容を所轄労働基準監督署に届出を提出すること。

(3) (2)の場所の評価結果が改善するまでの間の義務

- ① 6か月以内ごとに1回、定期に、個人サンプリング測定等による化学物質の濃度測定を行い、その結果に応じて労働者に有効な呼吸用保護具を使用させること。
- ② 1年以内ごとに1回、定期に、呼吸用保護具が適切に装着されていることを確認すること。

(4) その他

- ① (2)①と(3)①で実施した個人サンプリング測定等による測定結果、測定結果の評価結果を保存すること（粉じんは7年間、クロム酸等は30年間）。
- ② (2)②と(3)②で実施した呼吸用保護具の装着確認結果を3年間保存すること。

新たな化学物質規制項目の施行期日

	規制項目	2022(R4). 5.31(公布日)	2023(R5). 4.1	2024(R6). 4.1
化学物質管理体系の見直し	ラベル表示・通知をしなければならない化学物質の追加			●
	ばく露を最小限度にすること (ばく露を濃度基準値以下にすること)		●	●
	ばく露低減措置等の意見聴取、記録作成・保存		●	●
	皮膚等障害化学物質への直接接触の防止 (健康障害を起こすおそれのある物質関係)		●	●
	衛生委員会付議事項の追加		●	●
	がん等の遅発性疾患の把握強化		●	
	リスクアセスメント結果等に係る記録の作成保存		●	
	化学物質労災発生事業場等への労働基準監督署長による指示			●
	リスクアセスメントに基づく健康診断の実施・記録作成等			●
実施体制の確立	がん原性物質の作業記録の保存		●	
	化学物質管理者・保護具着用管理責任者の選任義務化			●
	雇入れ時等教育の拡充			●
情報伝達の強化	職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種の拡大		●	
	SDS等による通知方法の柔軟化	●		
	SDS等の「人体に及ぼす作用」の定期確認及び更新		●	
	SDS等による通知事項の追加及び含有量表示の適正化			●
	事業場内別容器保管時の措置の強化		●	
	注文者が必要な措置を講じなければならない設備の範囲の拡大		●	
	管理水準良好事業場の特別規則等適用除外		●	
	特殊健康診断の実施頻度の緩和		●	
	第三管理区分事業場の措置強化			●

制度の内容・職場の化学物質管理に関する相談窓口

職場における化学物質管理に関する以下のような相談にお応えする窓口を設置しています。

- 制度の内容に関する相談
- 職場で使用する化学物質のラベルやSDSに関する相談
- リスクアセスメントの実施方法等

事業者のための化学物質管理無料相談窓口

開設期間、受付時間、

問い合わせ先（電話、メールアドレス）等はこちら→

